

平成23年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成23年3月 7日 開会

平成23年3月18日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成23年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成23年3月7日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 田 中 稔	2番 三 浦 利 雄
3番 小 林 礼 一	4番 梶 原 岩 男
5番 渡 辺 久 男	6番 渡 邊 雄 司
7番 渡 辺 泉	8番 小 林 茂 澄
9番 小 林 利 雄	

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

1番 田 中 稔	2番 三 浦 利 雄
4番 梶 原 岩 男	5番 渡 辺 久 男
6番 渡 邊 雄 司	7番 渡 辺 泉
8番 小 林 茂 澄	9番 小 林 利 雄

4、欠席議員

3番 小 林 礼 一

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 今井俊朗
税務課長 渡辺伸一 企画課長 渡辺千秋
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺重夫

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

承認第1 号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件

- 議案第 1 号平成 2 2 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 号平成 2 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 3 号平成 2 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 4 号平成 2 2 年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 5 号平成 2 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 6 号平成 2 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 7 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 8 号平成 2 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号平成 2 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号平成 2 3 年度鳴沢村老人保健特別会計予算
- 議案第 1 1 号平成 2 3 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 1 2 号平成 2 3 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号平成 2 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 4 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める
件
- 議案第 1 5 号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例を定める件
- 議案第 1 6 号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を
改正する条例を定める件
- 議案第 1 7 号母子家庭厚生年金給付条例を廃止する条例を定める
件
- 議案第 1 8 号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件
- 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を

求める件

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1 号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第5 議案第1 号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算
(第5号)
- 日程第6 議案第2 号平成22年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第3 号平成22年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第4 号平成22年度鳴沢村老人保険特別会計
補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第5 号平成22年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第6 号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第7 号平成23年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第12 議案第8 号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第13 議案第9 号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第14 議案第10号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計
予算

- 日程第15 議案第11号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第16 議案第12号平成23年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第17 議案第13号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算
- 日程第18 議案第14号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第19 議案第15号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例を定める件
- 日程第20 議案第16号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理
条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第21 議案第17号母子家庭厚生年金給付条例を廃止する
条例を定める件
- 日程第22 議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例
を定める件

◎議長あいさつ

議長（小林利雄君） 平成23年第1回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

3月に入り日ごとに春めいてまいりましたが、今日はあいにく大雪となり、足元の悪い中ご苦労さまです。まだまだ寒暖の差が大きいので、体調には十分気をつけてください。

最近の自然災害は規模が大きく、日本では新燃岳の噴火、ニュージーランドでは大地震が発生して、日本人も巻き込み、多くの尊い人が亡くなりました。鳴沢村では、防災訓練、食料の備蓄等を行っているわけですが、今以上に、普段からの対策、準備をお願いいたします。

地球全体が異常気象になり、農産物の値上げが次々と発表され、国民の生活は苦しくなるばかりです。

また、今、政府が取り組み検討しているTPPは、輸出産業には大きく寄与しますが、農業にとりましては、お手元に配布いたしました農協の請願書のとおり、多くの問題が発生して村民にも影響があると心配しております。

私たち村議員は任期が2ヶ月を切り、最後の定例議会となりました。皆様の活発なご意見をお願いいたしまして、あいさついたします。

開会 午後1時47分

議長（小林利雄君） ただいまから平成23年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

欠席議員の報告を致します。

小林 礼一 議員が病気療養中のため、欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林利雄君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、渡辺 泉君、小林茂澄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、昨年12月20日に第5回町村議会議長会が、1月11日に第6回町村議会議長会議が、2月22日に第7回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、2月9日に全国町村議員会館で全国町村議会議長会表彰が開催され、渡邊雄司君が議員15年以上在職者として自治功労者表彰を受賞されましたので、報告いたします。

渡邊雄司議員におかれましては、大変おめでとうございます。

次に、平成22年第4回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡邊雄司君。

議会運営委員長（渡邊雄司君） 委員会の閉会中の継続調査関係についての報告をさせていただきます。

平成22年第4回定例会において、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申

し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月2日午後3時より議員控室において委員会を開催いたしました。

委員5名と議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局書記、また企画課長の出席がありました。

決定された事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より3月18日までの12日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案等の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第1号から議案第6号まで並びに議案第7号から議案第13号までの一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は3月4日月曜日、正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出をいたしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

なお、本議会は平成22年度の最後の議会でございます。また、議案等についても、鳴沢村の1年間の台所を預かる予算審議という非常に重要な議会でございますので、皆様のご協力によりまして、意義ある、また円滑な議会運営ができますようご協力をお願いし、報告とさせていただきます。

(「3月14日だった」の声あり)

議会運営委員長（渡邊雄司君） 私は3月14日月曜日の一般質問

と言ったつもりですけれども、何か3月4日と言ったそうでございますから、訂正をさせていただきます。3月14日月曜日、正午までとして訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小林利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成22年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

本日午後1時より議員控室において委員会を招集いたしました。委員5名全員と議長、職務のために総務課長、振興課長及び議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議長（小林利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺久男君。

広報常任委員長（渡辺久男君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成22年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月16日の本会議にお

いて議決された件についての報告であります。

2月15日午前9時30分より議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のために総務課長及び議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第3号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第3号についてレイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、今日1日に全戸配布いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出をいたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいま議長さんから所信表明の許可をいただきましたので、私の所信について申し上げます。

本日、ここに平成23年第1回鳴沢村議会定例会が開催されるに当たり、私の村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私が村長に就任し3年が経過したところでありますが、我が国経済については、景気はこのところ足踏み状態となっておりますが、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあります。

政府におかれましても、民主党内部の政治と金に関わる小沢氏

が強制起訴され、党員資格停止や一部議員による会派離脱の動きが出るなど、政治情勢は混迷の度合いを深めております。

そんな中で、予算や子ども手当などの関連法案などの行方を懸念しているところでもあります。

昨年は、第1回の富士・鳴沢紅葉ロードレース大会が穏やかな天候の中で、2,000人を超える参加者が生き生き広場をスタートに各コースにチャレンジしていただき、本大会のアドバイザーとして瀬古利彦氏にお願いし、ランナーへの声援やスターターを務めていただきました。

参加賞の高原野菜やソバも大好評で、大会運営には大勢の関係機関、団体、ボランティアの方々にも早朝からご協力をいただき、本大会が成功することができましたことに深く感謝を申し上げます。本年も10月16日に第2回を予定しております。

また、鳴沢村地域情報通信基盤整備推進事業につきましても、地域活性化公共投資臨時交付金を活用し、光ケーブル網を村内全域に整備することにより、より高速な情報通信が可能となり、企業の進出にも期待を寄せておるところでございます。

また、富士桜別荘地区のテレビ放送の受信状況が悪く、従来からCATV放送の視聴要望が多く寄せられており、今回の整備で光ケーブルとCATV放送ケーブルを接続することで別荘地内での利用が可能となり、本年4月より運用が実施されます。

また、住宅用火災警報器の既存住宅への設置義務が本年6月までであることを受けまして、昨年10月上旬より警報機の無料配布を実施し、家庭用簡易消火具も無料で配布を行ったところです。本年も防災訓練を8月28日に予定しております。東海地震や直下型地震はいつ起きてもおかしくない状況が懸念されます。

中山間地域総合整備事業につきましても、大田和地区の農業集

落道路工事、的場地区のほ場整備が間もなく終わり、今年度は入りの棚ほ場整備、灌漑かんがい管路工事に入るところでございます。また、鳴沢地区のかんがい用井戸ボーリングも掘削を予定されております。

平成22年度のふるさと応援寄附者は47名で、440万円を超える寄附をいただきました。ご寄附いただいた方々に深く感謝し、要望を踏まえ有効に活用したいと考えております。

富士山世界文化遺産登録の7月までの文化庁への推薦書提出や、富士山の入山者から徴収する環境保全協力金の導入など、いろいろな懸案に対応していかなければならないと考えております。

本年度新規事業としては、小学校校舎屋根改修工事と太陽光発電設備事業が予定されており、地球環境保全に対する意識の高揚、環境負荷の少ない発電、CO₂の排出されないクリーンエネルギーとして児童、職員等に環境エネルギーの大切さの普及啓発が期待されます。

本年は選挙の年で、4月には10日に統一地方選挙の県議会議員選挙、24日に村議会議員選挙、7月には農業委員選挙が控えております。

世界情勢は厳しく、税収入も減少している状況ではありますが、平成23年度一般会計予算は前年に比較して10.5%増加の17億282万4,000円となっております。「暮らしやすい村づくり」、「四季を楽しめる村づくり」、「農業所得の高い村づくり」、「医療の安い村づくり」、「ぬくもりの村づくり」のスローガンの実現に向けてさらなる村政発展に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

平成23年第1回の定例会に当たり、私の考えの一端を申し上げ、議員の皆様方の深いご支援とご協力をいただきたいことをお願いいたしまして、所信表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小林利雄君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間といた
したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会
期は本日から3月18日までの12日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予 算（第4号）を定める専決処分につ き承認を求める件

議長（小林利雄君） 日程第4、承認第1号平成22年度鳴沢村一
般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求め
る件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第1号について、提案理由をご説明申し
上げます。

処分事項は専決第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算
（第4号）で、緊急を要するものとして一般会計予算に284
万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,0
07万9,000円としたものであります。

この全額が感染症予防事業で、内訳は小学6年生、中学2年生、
3年生、高校1年生、計36人を対象とする子宮頸がんワクチ

ン接種委託料、0歳から4歳児、78人を対象とするヒブワクチンとも言われるインフルエンザ菌B型ワクチン接種委託料、同じく0歳から4歳児、78人を対象とする小児肺炎球菌ワクチン予防接種委託料で、本年2月1日より事業実施をしております。

この財源として、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費県補助金及び普通交付税を見込みました。

関係する国の補正予算が昨年11月26日に成立し、住民への接種機会を損なうことのないよう、早期の事業執行が望ましいとされていることから、本年1月24日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第1号についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (小林利雄君) 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)

◎日程第6 議案第2号平成22年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第7 議案第3号平成22年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎日程第8 議案第4号平成22年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算(第2号)

◎日程第9 議案第5号平成22年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第10 議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長 (小林利雄君) 日程第5、議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から日程第10、議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの6件につきまして提案

理由をご説明申し上げます。

平成22年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに総額1億6,727万1,000円を追加し、一般会計並びに各特別会計予算総額を26億9,433万4,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、小学校北校舎屋根改修事業費3,003万1,000円、富士山荘増築改修工事補助事業3,100万円、中山間地域総合整備事業工事費負担金998万円などのほか年度末までに見込まれる不用額の減額で、これらに要する財源として村税2,736万円、特別交付税5,000万円、普通交付税2,527万2,000円などを見込み、その相当額の1億4,540万5,000円を財政調整基金に積み立てするものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として村道改良事業4,065万9,000円、小学校北校舎屋根改修工事費3,003万1,000円など6事業、計1億1,829万6,000円を平成23年度へ繰り越すものであります。

以上で議案第1号から議案第6号までの6件についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までの6件については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までの6件については、予算決算常任委員会に付

託することに決定しました。

-
- ◎日程第 1 1 議案第 7 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計予算
 - ◎日程第 1 2 議案第 8 号平成 2 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
 - ◎日程第 1 3 議案第 9 号平成 2 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
 - ◎日程第 1 4 議案第 1 0 号平成 2 3 年度鳴沢村老人保健特別会計予算
 - ◎日程第 1 5 議案第 1 1 号平成 2 3 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
 - ◎日程第 1 6 議案第 1 2 号平成 2 3 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
 - ◎日程第 1 7 議案第 1 3 号平成 2 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（小林利雄君） 日程第 1 1、議案第 7 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 1 7、議案第 1 3 号平成 2 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 7 件を一括して議題いたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 7 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 1 3 号鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 7 件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第 7 号鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額 1 7 億 2 8 2 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 1 0. 5 %、1 億 6, 1 8 3 万 2, 0 0 0 円の増となっております。

長引く景気の低迷により、村税収入を初めとする経常一般財源が減少傾向にありますが、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保することにより予算編成を行いました。

主要事業といたしましては、小学校太陽光発電設備設置事業 5,958万9,000円、村道改良事業 8,403万6,000円、子ども手当支給事業 6,267万5,000円などで、これらに要する財源として、村税 7億5,453万4,000円、地方交付税 3億1,000万円、県支出金 1億4,037万4,000円などを見込んでおります。

また、債務負担行為として、山梨赤十字病院及びデイサービスセンターなどの債務負担行為を設定しております。

議案第 8 号平成 23 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から議案第 13 号鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件につきましては、各会計の歳入歳出予算合計としまして 7 億 2 7 2 万 1, 0 0 0 円で、0.2%、1 2 5 万 8, 0 0 0 円の増となっております。

引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 7 号から議案第 13 号までの 7 件についての提案理由の説明を終わります。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号から議案第 13 号までの 7 件については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号か

ら議案第13号までの7件については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第18 議案第14号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林利雄君） 日程第18、議案第14号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（今井俊朗君） 議案第14号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

村の職員規模では、限られた人員で多岐にわたる業務を行わなければならないため、1人で複数の係を兼務し、また係の長に相当する職務は存在しない実情もあります。職務の名称の変更に伴った所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案2ページ目にありますとおり、条例第4条の別表第1、行政職給料表級別職務分類表を改正することにより、3級の職務の名称を「係長、主査」の職務から「主査」の職務に変更します。

同様に、4級の職務の名称を、「複雑困難な業務をつかさどる主査」、「課長補佐」、「会計管理者」、「課長」の職務から、「主幹」、「課長補佐」、「会計管理者」の職務に変更し、5級の職務の名称を、「会計管理者」、「複雑困難な業務をつかさどる課長」の職務から「会計管理者」、「課長」の職務に変更し、3ページ目にありますとおり、6級の職務の名称を、「特に複雑困難な業務をつかさどる課長で村長が規則で定める職務」から「複雑困難な業務をつかさどる課長で村長が規則で定める職務」に変更します。

これらの改正は、平成23年4月1日からの施行となります。

以上で議案第14号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番（渡辺久男君） 議長。

議長（小林利雄君） 5番 渡辺久男君。

5番（渡辺久男君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、4級、5級に会計管理者が両方のっているんですけれども、このことを教えてもらいたいと思います。

議長（小林利雄君） 総務課長。

総務課長（今井俊朗君） 会計管理者につきましては、今、課長補佐職の者を充てておりまして、それが4級、また5級に該当するような形が出てくるかということで、一応、両方に会計管理者を入れてあります。

以上です。

5番（渡辺久男君） ありがとうございます。

議長（小林利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第19 議案第15号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林利雄君） 日程第19、議案第15号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（今井俊朗君） 議案第15号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

育児休業法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正を行うものであります。

初めに、議案2ページ目から3ページ目にありますとおり、条例第2条を改正することにより、1年以上勤務し、継続して勤務が見込まれる非常勤職員は、育児休業をすることができない職員の要件から外れ、育児休業を取得することができるようになりました。

次に、議案3ページ目から6ページ目にありますとおり、条例第2条の2を追加することにより、非常勤職員の育児休業期間について定めております。

1号については、子どもが1歳になるまで。2号については、

配偶者が1歳になるまで見て、以後、夫が育休を取得するような場合は1歳2ヶ月まで。3号については、非常勤職員の子が1歳以後において新たに任期が更新された場合や、配偶者の入院や別居などにより、育児休業を延長しなければ養育に支障が生じる場合には、1歳6ヶ月までの期間となります。

続いて、議案7ページ目にありますとおり、条例第3条に6号、7号を追加することで、非常勤職員についても特別な事情がある場合に育児休業を取得できるようになります。

最後に、議案7ページ目から9ページ目にありますとおり、条例第17条の改正及び第18条に3項を追加することにより、非常勤職員についても育児短時間勤務や部分休業が可能となります。

これらの改正は、平成23年4月1日からの施行となります。

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第16号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (小林利雄君) 日程第20、議案第16号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (今井俊朗君) 議案第16号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

山梨県地域自殺防止対策緊急強化事業により、鳴沢氷穴への防犯カメラの設置が決定したため、条例内で道の駅と特定しておりましたが、削除することに伴いまして改正を要するものでございます。

以上で議案第16号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長 (小林利雄君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第21 議案第17号母子家庭厚生年金給付条例を廃止する条例を定める件

議長 (小林利雄君) 日程第21、議案第17号母子家庭厚生年金給付条例を廃止する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (渡辺一博君) 議案第17号母子家庭厚生年金給付条例を廃止する条例を定める件についてご説明申し上げます。

この条例は、昭和33年に施行し、母子家庭の経済的自立の助長と母子家庭の福祉増進を図ることを目的に、毎年1月1日現在において本村に居住し、配偶者と死別した女子で、扶養すべき15歳未満の児童を擁している場合に、世帯基本額として月額3,000円と児童1人につき月額1,000円を支給するものであります。

現在は、ひとり親家庭の医療費助成や国の制度による児童扶養

手当などの制度が充実したことや、平成22年度の支給状況につきましても、年金支給対象者の減少により1世帯となっております。この1世帯につきましても、対象児童が15歳を迎え支給対象年齢から外れます。また、社会情勢の変化により離婚世帯も年々増加傾向にあり、ひとり親家庭との均衡を図るために母子家庭厚生年金給付条例の廃止をお願いするものであります。

以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第22 議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基

金条例を定める件

議長（小林利雄君） 日程第22、議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（今井俊朗君） 議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件についてご説明申し上げます。

今回、国から交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金を原資として、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組みの強化を図るための財源として、鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金を設置するものであります。

2枚目をご覧ください。

第1条、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった「知の地域づくり」の分野に対する取り組みの強化を図るためという設置の目的です。

第2条、基金の額として、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内で村長が定めるものとする。

第3条、基金の経理として、基金の経理については、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分と、それ以外の部分を区別して行うこととする。

第4条、管理として、第1項、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

第5条、運用益の処理として、基金の運用から生じる利益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第6条、処分として、基金はその設置目的を達成するために必

要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第7条、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附則の第1項としまして、施行期日は公布の日からとするとともに、第2項において、この条例は平成25年3月31日をもって失効し、この場合、交付金相当分に残余財産があるときは、相当する額を予算に計上して国庫に返納するものとしております。

今定例会に提出しております議案第1号平成22年度一般会計補正予算（第5号）に計上してありますが、今回、国から交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金の額を全額、この条例で設置する基金に積み立てを行い、平成23年度において基金から繰り入れを行った上で事業の財源として充当するものであります。

以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番（渡辺久男君） 議長、暫時休憩。

議長（小林利雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時40分

議長（小林利雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号については、審議に慎重を期すため、本日はここまでとし、次の会議において再度質疑を行った上で、討論、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案の採決は次の会議にて行います。

議長（小林利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りいたします。

議会の都合により、本会議は3月8日から17日までの10日間、休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は3月8日から17日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月18日午後3時20分から再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年3月7日

議会議長

署名議員

署名議員

平成23年3月18日再開

1、出席議員

1番	田中	稔	2番	三浦	利雄
4番	梶原	岩男	5番	渡辺	久男
6番	渡邊	雄司	7番	渡辺	泉
8番	小林	茂澄	9番	小林	利雄

2、欠席議員

3番 小林 礼一

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林 三郎 総務課長 今井 俊朗
税務課長 渡辺 伸一 企画課長 渡辺 千秋
福祉保健課長 渡辺 一博 住民課長 佐藤 政中
振興課長 渡辺 重夫

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告（一部事務組合議会報告）
日程第3 議案第 1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算
（第5号）
日程第4 議案第 2号平成22年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第 3号平成22年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第 4号平成22年度鳴沢村老人保健特別会計
補正予算（第2号）
日程第7 議案第 5号平成22年度鳴沢村介護保険特別会計

補正予算（第2号）

- 日程第8 議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第7号平成23年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第10 議案第8号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第9号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第10号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計予算
- 日程第13 議案第11号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第12号平成23年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件
- 日程第17 同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第19 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第20 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第21 一般質問

開会 午後3時21分

議長（小林利雄君） 欠席議員の報告をいたします。

小林礼一議員が病気療養中のため、欠席届が提出されておりま

す。

ただいま出席議員は8名で定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、田中 稔君、三浦利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2番 三浦利雄君。

2番（三浦利雄君） 2番 三浦利雄が鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

12月22日午前10時より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員16名と会議事件説明のために組合長及び総務課長の2名であります。

本会議においては、まず会期が12月22日の1日間と決定されました。

会議事件は、議案第14号組合長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めることについての専決処分の承認、議案第15号職員給与条例の一部を改正する条例を定めることにつ

いての専決処分の承認、議案第16号平成22年度一般会計補正予算第2号、美化協議案第5号平成22年度美化協会計補正予算第2号の4件であります。

内容につきましては、まず議案第14号及び議案第15号については、組合長、職員の特別手当支給率などの国家公務員に準じた改正で、昨年11月30日に専決処分されたことの承認を求めたものでございます。

議案第16号一般会計補正予算第2号につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ787万円を追加し、予算総額を8,928万4,000円としたものです。

歳出の主なものとして、鹿防護柵関係の原材料166万円、鹿柵関係の賃金98万8,000円、林道約1,500メートルの中心線測量委託154万円などで、それらの財源として部分木売り払い収入600万円などを充てるものでございます。

次に、美化協議案第5号美化協会計補正予算第2号につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、予算総額2,380万3,000円としたものです。

歳出の主なものとして、売店販売物品仕入れ代130万円、販売材料仕入れ代50万円などで、それらの財源として大沢売店売上収入、220万円を充てるものでございます。

以上4件について、審議の結果、いずれも承認及び可決されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林利雄君） 河口湖南中学校組合議会、7番 渡辺 泉君。
7番（渡辺 泉君） 9月に開かれた第3回定例会及び、11月24日の全員協議会后招集されておられませんので、特に報告事項はありません。

以上で終わります。

議長（小林利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、5番 渡辺久男君。

5番（渡辺久男君） 富士五湖広域行政事務組合議会について、報告をさせていただきます。

平成23年2月24日と25日に招集され、本会議が行われました。

会期は24日と25日の2日間でありました。

会議事件は6件で内容としまして、議案第1号平成23年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算で、予算総額は12億504万6,000円であり、前年度予算に比べて1億287万7,000円の減額となっております。

歳入では、市町村の負担金11億9,927万8,000円、使用料及び手数料50万6,000円、諸収入517万6,000円が主なものでございます。

歳出では、議会費187万7,000円、総務費5,426万円、消防費11億2,616万円、補助費等で5,877万6,000円、公債費2,074万9,000円が主なものでございます。

議案第2号富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算でありまして、予算総額は2,238万1,000円となっております。

歳入では、財産収入802万8,000円、繰越金95万9,000円、諸収入1,339万4,000円であります。

歳出では、総合PR事業費65万円、住民交流活動費850万7,000円、積立金1,315万5,000円が主なものでございます。

議案第3号富士五湖聖苑特別会計予算でありまして、予算総額

は1億8,081万3,000円、歳入では、市町村の負担金1億3,634万2,000円、使用料及び手数料2,422万円、繰越金2,000万円が主なものでございます。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費8,160万7,000円、公債費9,720万6,000円が主なものでございます。

議案第4号平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における富士五湖広域行政事務組合職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正についてです。前年度に引き続き寒冷地手当の支給を時限的に停止することに伴い、所要の改正が行われました。

議案第5号一般会計補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1,109万円を減額し、総額を13億371万3,000円とするものであります。

歳入では、消防費負担金5,704万9,000円、消防費国庫補助金1,037万8,000円を増額し、消防特別負担金7,851万7,000円を減額するものであります。

歳出では、消防総務費868万4,000円、消防事業費240万6,000円を減額するものであります。

続きまして専決処分報告ですけれども、これは職員の給与条例の一部改正についてのものであります。

すべての会議事件6件は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了させていただきます。

議長（小林利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、1番 田中 稔君。

1番（田中 稔君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月10日11時より招集され、会議が行われました。

議員9名と会議事件説明のために管理者をはじめ、事件説明のため執行部9人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が本日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、平成23年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について、内容は、歳入歳出それぞれ3,357万1,000円です。基金積立金、財政調整基金1億3,703万円、施設建設基金1億99万9,000円。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林利雄君） 青木ヶ原衛生センター議会、1番 田中 稔君。

1番（田中 稔君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

2月22日11時より招集され、会議が行われました。

議員11名と会議事件説明のために管理者をはじめ、事件説明のため執行部7人の出席がありました。

本会議においては、まず会期を本日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で内容としましては、平成23年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算について、内容は、歳入歳出それぞれ5,256万4,000円です。基金、施設改善基金1億2,682万1,000円。

いずれも原案どおり可決されました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、4番

梶原岩男君。

4番（梶原岩男君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会について報告をさせていただきます。

2月16日午後1時30分より招集され、本会議は2時半から開かれました。

議員24名と会議事件説明のために堀内広域連合長をはじめ、事務局長と執行部の出席がありました。

冒頭、新たに就任した富士吉田市長の堀内 茂広域連合長並びに忍野村長の天野康則副連合長の就任のあいさつがありました。

本会議においては、会期が16日の1日間と決定されました。

会議事件は、人事2件、条例3件、補正2件、当初予算2件の計9件でありました。

まず、人事は、議会運営委員1名が欠員補充され、また監査委員には、市川三郷町の望月隆夫議員が選任同意されました。

次に、条例改正は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、医療制度臨時特例基金条例の一部改正、職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正の3件で、内容は、保険料軽減措置の継続とそれに伴う基金の使途の拡大と延長及び職員の勤務時間を1日7時間45分、週38時間45分に短縮するものでありました。

次に、平成22年度一般会計補正予算の件は、33万6,000円を増額し、予算総額を5億2,088万3,000円とするものでありました。

続いて、特別会計補正予算の件は、7億226万5,000円を増額し、予算総額を866億1,982万5,000円とするもので、主な内容は、国からの円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立て、平成23年度保険料軽減措置に充てるためのものでありました。

次に、平成23年度一般会計予算の件は、対前年度比1,594万5,000円を減額し、予算総額を4億9,847万6,000円とするもので、主な内容は、特別会計事務費繰出金の減額でありました。

続いて、特別会計予算の件は、対前年度比46億2,451万1,000円を増額し、予算総額を893億4,996万7,000円とするもので、主な内容は、医療のための保険給付費の増額でありました。

以上、すべて原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）

◎日程第4 議案第2号平成22年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第3号平成22年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第4号平成22年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第5号平成22年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第8 議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（小林利雄君） 日程第3、議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算第5号から、日程第8、議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの6件を

一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林茂澄君。

予算決算常任委員長（小林茂澄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第1号平成22年度鳴沢村一般会計補正予算第5号から、議案第6号平成22年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月7日及び3月14日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第6号までの6件を一括して採決

いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第1号から議案第6号までの6件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小林利雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号から議案第6号までの6件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第9 議案第7号平成23年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第10 議案第8号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第11 議案第9号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第12 議案第10号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計予算

◎日程第13 議案第11号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第14 議案第12号平成23年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第15 議案第13号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（小林利雄君） 日程第9、議案第7号平成23年度鳴沢村一般会計予算から、日程第15、議案第13号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林茂澄君。

予算決算常任委員長（小林茂澄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第7号平成23年度鳴沢村一般会計予算から、議案第13号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計7議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月14日及び16日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された7議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分に予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号から議案第13号までの7件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第7号から議案第13号までの7件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林利雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第13号までの7件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第16 議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件

議長（小林利雄君） 日程第16、議案第18号鳴沢村住民生活に光をそそぐ基金条例を定める件を議題といたします。

本案については、既に提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 17 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

議長（小林利雄君） 日程第 17、同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、ご説明申し上げます。

委員であります渡辺昭郎氏が今月 31 日をもって任期満了となりますので、後任としまして鳴沢村 2152 番地の 4、渡辺茂富氏を選任したいと思います。

ご存じのように渡辺茂富氏は、人格高潔で適任と認められますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（小林利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。お諮りいたします。

この際、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これより同意第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (小林利雄君) 起立全員です。

したがって、同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件は、同意することに決しました。

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (小林利雄君) 日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第19 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (小林利雄君) 日程第19、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

建設産業経済常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第20 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(小林利雄君) 日程第20、広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

広報常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21 一般質問

議長(小林利雄君) 日程第21、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊雄司君からの村内道路工事に対する請負契約についての質問を許します。6番 渡邊雄司君。

6番(渡邊雄司君) 質問に入る前に、総務課長に一言お礼を申し上げたいと思います。

総務課長におかれましては、鳴沢村役場職員として42年間にわたり村政発展のためにご尽力いただきました。総務課長にな

られては村長の職務代理、また村長の片腕としていろいろと村政のためにお力添えをいただきました。今月の31日で定年退職されるわけでございますけれども、健康には十分留意されまして、これからも42年間にわたって培った行政経験を、ぜひともこれからの村政にも力を注いで、ご協力をお願いしたいと思います。本当に長い間、ご苦労さまでございました。

それでは、一般質問に入らせていただくわけでございますけれども、最近ここ5年ぐらい建設産業経済常任委員会のスタッフの皆さん等、非常にご苦労いただき、行政とともに力を携えながら村道の改良、改修等に非常にお力添えをいただいております。用地交渉から非常に大変な仕事をやっていただきまして、最近では村内の道路がすごく利用しやすい、拡幅されまして、本当にご尽力に感謝申し上げる次第でございます。

昨年の第4回の定例会でございましたけれども、最終日の12月16日に村内の工事現場を視察させていただきました。たしか道路工事の標識を見ましたら、工期が平成22年10月21日から平成23年1月31日となっております、3ヶ月と10日ですか、約100日の工期でございましたけれども、私たちが視察させていただいたときに恐らくあと1ヶ月、年末年始の休暇もあるし、これで工期まで完成できるかなと、本当にそこを視察していただいた議員の皆さん、また役場の村長以下、幹部職員の皆さんも恐らくそういう危惧を感じたことと思います。

公共の工事というのは、改修の場合は、恐らく普段皆さんが使っている道路ですし、そのために工事期間も表示して、その間は皆さんに迷惑かけるからという形ですけれども、恐らくその路線については大学の研修所もありますし、またホテルもありますし、恐らくその標識を見て、こういう工事をこういう村で

やっているのかなど、そんなふうに思われても、本当に善良な村の業者がみんなそうかと思われても非常に困るわけでございますけれども、非常に契約上、工期が決まった以上は、恐らくどんなことをしても工期に間に合わせるとというのが普通の請負業者の考えかと思えます。

そこで、振興課長にお尋ねしたいわけでございますけれども、私も入札なんかは何回か立ち会わせていただきましたけれども、道路の建設工事について、設計から始まって引き渡し、それから代金決済まであるわけですが、どんな流れになっているか、その辺についてひとつ説明をお願いしたいと思いますけれども。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 渡邊雄司議員の質問についてお答えいたします。

請負工事では、発注者及び請負者は契約書及び設計図書に従い契約を履行することになっております。発注者は、契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行い、工事完了後の完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認できれば完成と認められ、検査は合格になり、工事目的物の引き渡しを受けてその代金を支払う、そのような流れになっております。

議長（小林利雄君） 6番 渡邊雄司君。

6番（渡邊雄司君） それで、指名入札の形をとっているわけですが、入札参加に対する資格でございますけれども、通常は山梨県で各そういう建設業者の関係は経営審査というのがございまして、ランクがAクラス、Bクラス、Cクラスとか、Dクラスとか、ランクがありまして、施工能力等を決めてそういう資格が出てくるわけでございますけれども、鳴沢村

の場合はやっぱり村内業者優先というようなことで、非常に村内業者が優遇で村の経済効果が上がることであり、ありがたいことですが、参加資格についてはどのような基準があるか、説明をお願いしたいと思いますけれども。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 入札参加に対する資格などということですが、鳴沢村におきましては、鳴沢村建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱の規定に基づきまして、入札参加資格審査申請者について適格性の審査を行い、建設業法の第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者で過去2年間において地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しなかった者を適格者として入札参加者名簿にまず登載します。

指名競争入札に参加する請負業者の指名選定については、鳴沢村建設工事請負業者指名選定委員会規程に基づき、工事の指名競争入札に参加する請負業者の指名選定について審査し、公正かつ適格な競争入札を執行しております。

議長（小林利雄君） 6番 渡邊雄司君。

6番（渡邊雄司君） それから、私がさっき言った例でございますけれども、私は、村の約款は見たこともないですけれども、これは山梨県の約款ですけれども、第45条に履行遅滞の場合における損害金等という項目がございますして、工事が一応、これは不可抗力による場合は別でしょうけれども、工事が普通の状態で遅れた場合は、工事代金から損害相当部分を控除し、遅延日数に応じて年5%の割合で計算した損害金を請求するという項目がありますけれども、恐らく今まで私は、鳴沢村の土木業者が非常に忠実に一生懸命やっただけでございますので、こういう例はないかと思うんですけれども、履行遅延、工期内に工事ができなかった場合には、どのような対応をとっておられる

か、お伺いしたいと思いますけれども。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 工事期間の遅延に対する村の対応という質問ですけれども、まず村とすれば、請負業者から工期の延期願が提出され、天災、その他やむを得ない事由により契約期間内に契約を履行することができないと認めたときは、請負業者の申請により、履行期限を延長することができております。

議長（小林利雄君） 6番 渡邊雄司君。

6番（渡邊雄司君） できるだけそういうことはないようにですけれども、延期の理由が不可抗力か、ある程度請負業者の怠慢かという判断も出てくるかと思うんですけれども、できるだけそういうことのないように、私が考えるには恐らく契約した以上は公共工事ですから、もう工期内に原則的に全部できることが望ましいことですし、もしそういうことが続くような業者があったら、ある程度ペナルティーで指名の、例えば何ヶ月間停止とか、そういうペナルティーも課して、ある程度そういう請負業者に緊張感を持って工事施工をしていただきたいような気もしますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 契約違反者の罰則等というようなことと思われまして、鳴沢村の建設工事標準請負契約約款というのを定めてありまして、その45条に履行遅滞の場合における損害金、それに「受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる」と規定されております。そのため、契約違反業者があった場合は、今後損害金の支払いも検討していきます。

また、工事の指名競争入札に参加する請負業者の指名選定につ

いても厳正かつ適格に審査し、請負業者の適正な選定及び指導育成を図っていきたいと思います。

議長（小林利雄君） 6番 渡邊雄司君。

6番（渡邊雄司君） 平成23年度の先ほど可決していただいた村道の維持改修1,574万6,000円、それから村道の改良事業が8,403万6,000円、約1億円の予算が計上されているわけでございます。地域住民のためにも非常にもう道路整備はなくてはならない、そういう事業でございますし、これからは円滑な道路整備ができるようご尽力をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（小林利雄君） 鳴沢村長。

村長（小林 優君） 関連で少し説明申し上げます。

ご存じのように道路工事だけでなく、工事については補助金、交付金等を使ってやらせていただくようになりました。そんな関係で職員は専門職がないもので、設計から施工の監督等も県の技術センターにお願いしたりいたしまして、標準工事を守るようにしていただいております。そんなことで書類等も県と同一な書類、検査も同じ県規格に合った検査等をするようにしております。そんな関係でどちらもまだ慣れない点もありまして、多々遅れている点もありますし、また建設産業経済常任委員会からの申し入れと申しますか、当期の工事のアイオン等を使っての工事の際には、既設のものを余りひびとか、ああいうものが入らないようなというような申し入れも受けております。そんなことでどうしても村といたしましては、農業も盛んに行われる夏場は余り工事ができません。冬に集中するわけです。そんなことで、どうしても冬期の工事は日数も余計にかかるというようなことで遅れている面もあります。

そんなことをぜひ、遅れていいという問題ではないわけですが、

書類等も私になってからということはありませんが、補助金をもらうようになってから県統一検査、また段階確認等も県と同じでやってもらっているのです、工程的にもちょっと検査を受けなければ次に移れないというような対策をとっております。そんなことで、施工のほうもすぐには次の作業にかかれないというような場合もありますので、そんな点を踏まえて、延期等を考慮しながら延期願等を許可しているわけでございます。そんなことでぜひご理解をいただければと思っております。

以上です。

議長（小林利雄君） これにて、渡邊雄司君の一般質問を終わります。

次に、渡辺久男君からの水の確保についての質問を許します。

5番 渡辺久男君。

5番（渡辺久男君） 振興課長に水の確保についてお尋ねいたします。

今度の東北地震は記録にある中では日本で一番大きく、世界最大級だとのことでもあります。津波も大きく、余震も東日本各地であり、広域、そして日本各地に大きな被害が広がりました。被災地の皆さんに衷心よりお見舞い申し上げます。そして、亡くなられた人にご冥福をお祈り申し上げます。

鳴沢村でも長時間にわたり停電になり、生活スタイルが今はすべて電気で大変不自由したと思います。ほかの市町村では、断水になったところもあったようですが、鳴沢村ではならず、よかったと思っております。これで火事でもあったり、停電がもっと長く続くと、ポンプで水を汲み上げているために貯水槽が空になると自然と水道が止まってしまいます。それに地震で配管が破損しても、やはり同じ状態で止まってしまいます。

鳴沢村の貯水槽は、私の素人考えですけれども、凍結を防ぐ

ためとか、水温を維持するためにほとんどが地下式になっていますが、貯水槽を海拔の高いところにして、地上の部分が多かった設計で造れば、いざというときポンプなど使用しなくても、貯水槽の上からふたをとって何本ものホース等を入れると、自然と水を汲み出す方法がとれると思います。そして、最悪どんな場合でも、その貯水槽まで行くと水が確保できるような、防災を兼ねた貯水槽を造っていただきたいというか、増設してもらいたいと思いますが、村の考えで振興課長にその点をお尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 渡辺久男議員の水の確保についての質問について、お答えいたします。

本村の簡易水道の水源は、足和田山の湧水に依存してきましたが、昭和40年代に地下水源が開発され、生活水準の向上と産業経済の発展に伴い、増加する水需要にこたえるため、順次拡張を重ね、現在は1日最大揚水量約1万トンとなっております。1日の村内給水量は約3,000トンであるため、通常の給水では十分供給に足りております。

今後も需要に見合った安定供給を行うため、水源涵養地の確保や水源の環境保全、水質保全などの水質管理体制を強化していく必要があります。施設の維持管理についても、漏水対策や地震などの災害対策として、老朽管の敷設替え、計画的な施設整備と維持管理の強化が必要であります。

本村には現在4ヶ所の配水池があり、地下水揚水井戸施設は5ヶ所となっております。このうち3ヶ所の配水池、三本松、大持、五六場には震度5以上の地震、もしくは水道本管破裂などによる貯水槽内の水の流失を防止するため、異常配水量を検知

した場合のために緊急遮断弁システムを取り付けてあります。このシステムは設定された加速度を感知すると弁が閉じ、貯水槽内の水を確保するシステムです。緊急遮断弁設置の3ヶ所の配水池を合わせて約3,000トンの水を確保することができ、災害時には確保した水を給水車などへ給水計画をしております。

ご質問の貯水槽を地上部分を多くしての水槽ということですが、現在、畑地かんがい用貯水槽で使用している高置水槽方式かと思われますが、早急な井戸の掘削につきましては、現在給水量が賄えているため計画はございませんが、今後必要が生じたら検討していきたいと思います。

また今後、災害時の備えとして、現在使用中の井戸について停電時でもポンプにより水を汲み上げられるように、本村の水源の一番低い井戸に非常用発電機と高置水槽を設置し、防災井戸として使用することも検討していきたいと思います。

議長（小林利雄君） 5番 渡辺久男君。

5番（渡辺久男君） 発電装置、自家発電もうんと自分も考えていいと思いますけれども、やっぱり非常時というのは、本当に今度の東北大震災も同じことですけれども、予想以上のことが起こるわけですね。だから、その点で自然の力というか、いつも自然にあるものをうまく利用するということが一番生活の上で必要じゃないかと私は思いますので、そういうことを考慮して、いろんなことで設計等も依頼したほうがいいんじゃないかなと私は思いますけれども、その点はどうでしょうか。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 方式として設計に水槽の高置式というようなことですので、今後そういう新たにまた設計する場合には、そういう方式も十分検討していきたいと思います。

議長（小林利雄君） 5番 渡辺久男君。

5 番（渡辺久男君） じゃ、今の時点では、もう絶対水が確保できているから大丈夫だという自信ですか。そこをちょっとお伺いしたいんですけれども。

先程もお話ししたんですけれども、やっぱり予期せぬ、ほかのところももう道路が遮断され、どこからも援助もないなんていうところがもう 1 週間でも続く場合があるわけですから、そういうことも想定しての考えでいいわけですか。

議長（小林利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺重夫君） 先程も申しましたように、まず緊急遮断弁のシステムによってその配水池、通常 3, 0 0 0 トン、1 日ぐらいは賄える施設が配水池として現在 3 ヶ所はあるということ。それから、それ以外につきましては、今、久男議員さんのおっしゃったような、これからの井戸については、高置式のものについてということは、今後また順次、十分検討させていただきたいと思います。

5 番（渡辺久男君） どうもありがとうございました。

議長（小林利雄君） これにて、渡辺久男君の一般質問を終わります。

次に、小林茂澄君からの高齢者福祉についての質問を許します。

8 番 小林茂澄君。

8 番（小林茂澄君） 福祉保健課長に質問します。

現在改築され、完成後は入居者、利用者がさらに使いやすくなると思われれます特別養護老人ホーム、富士山荘について質問します。

まず最初に、富士山荘の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、確認のためとなりますが、改築に当たっての費用、補助金について説明してください。

第3に、新たに特別養護老人ホーム等を建設する場合の国、県、村の補助金は現時点でどれくらいあるのでしょうか。

以上、質問します。

議長（小林利雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 小林茂澄議員のご質問についてお答えします。

まず最初に、富士山荘の利用状況についてのご質問ですが、現在の富士山荘の入居状況は定員50人のうち、村内者が9人となっており、約250名の方が待機の状況となっております。そのうち、村内者8名の方が入居を待っています。この250名には富士山荘のほか、富士吉田市などの4施設へ重複して申し込みをしている方が大勢いますので、実際の待機者は少なくなると考えられます。

また、平成23年度中には、富士河口湖町に地域密着型の施設が新規に開設される見込みとなっており、富士山荘の入居者や待機者につきましても、新施設へ移動が考えられますので、待機者について減少することが想定されます。このほか、デイサービスセンターの利用につきましてもは定員25名で、このうち約半数が村内の方の利用となっております。

次に、富士山荘の改築に当たっての費用、補助金についてのご質問ですが、現在、国庫補助事業を利用して富士山荘ではユニット化のための増築工事を行っています。この工事の中には、補助事業としての特養部分の31床と単独事業としてのショートステイ部分11床で構成されています。床面積につきましては、補助事業分である特養の面積449.25㎡、単独事業分であるショートステイの面積158.83㎡とホール、廊下、共同生活室などの面積1,015.42㎡で、延べ床面積として1,623.5㎡となります。このほか、既存の施設の改修

も行います。

これらの増改築に要する費用は、設計監理などを含めて4億9,871万6,000円となり、このうち特養31床分について、1床当たり200万円が6,200万円が国から県と村を經由して交付されます。当初は、県の補助として1床当たり68万3,000円が交付される予定でしたが、この3月から補助単価が上乘せされたことに伴い、県の補助は廃止されました。残りの4億3,771万6,000円は自主財源となります。

次に、新たに特別養護老人ホーム等を建設する場合の国、県、村の補助金のご質問ですが、補助金の制度といたしましては、国から県へ整備資金が交付されており、県ではこれを基に基金を造成しております。現時点での補助単価などにつきましては、施設により差異はありますが、主なものとしましては特別養護老人ホーム、ケアハウスが1床当たり400万円、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウスが1施設当たり3,000万円となっております。このほか、村の財源を利用した補助制度は現時点ではありません。

以上で説明を終わります。

議長（小林利雄君） 8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 詳しい説明、どうもありがとうございます。

続きまして、村長さんに質問します。

長期計画も平成24年度から後期基本計画が始まり、今年度は実情に見合った計画の見直しの時期になります。富士山荘においては、50名の定員に対して250名の待機者がいるというような状況でありまして、徐々に解消されるのではないかとということですが、このように要望も強いと思われる特別養護老人ホームやグループホーム等の施設を今後、社会情勢や経済情勢を見ながらにはなるかと思いますが、建設する予定はありま

すか。また、高齢者福祉の現状と今後についても、鑑みながら答弁していただきたいと思います。

また、今後このような施設を建設、運営したい人、または団体が現れた場合、村からは援助を考えていますでしょうか。もし援助をするつもりであれば、それはどのような援助を考えていますか。

以上、質問いたします。

議長（小林利雄君） 鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 小林茂澄議員の質問にお答えいたします。

これは、村でつくるかという質問でよろしいかと思いますが、私が村長をさせてもらっているうちは、ただいまの課長が申し上げましたように、富士山荘で対応してもらいたいと思っております。

それと、介護保険施設の中で比較的規模の大きい施設は、今は国や県の総量規制で新たな建設は難しく、国の方針も在宅介護が基本となっております。こうした中、市町村では規模の小さい地域密着型の介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護施設の整備を推進しております。

地域密着型施設は、市町村が公募、認可業務、指定、管理、監査を行うこととされており、立入検査、報酬算定チェックなど専門的な業務が発生し、小規模町村ではこれらの対応が困難と思われれます。また、地域密着型施設の制度は、市町村合併を想定した制度でもあると思っております。

これらのことにより、鳴沢村の人口規模ですと経営的に厳しいことが想定されます。この他にも施設を整備することにより、サービスは充実しますが、サービスの充実に伴い、介護保険料の上昇は避けられなくなります。仮に、村内に定員29名の地域密着型の特養老人ホームを建設した場合を試算してみました

が、費用者負担の試算は、介護サービスの提供に伴う保険給付費の増として一般会計からの繰出金 875 万円になる試算であります。また、65 歳以上の介護保険料が月額 1,530 円ぐらい増額されると思われまゝす。緊急の施設利用の申し出がある場合は、近隣の市、町へお願いし、施設の利用が可能になるよう対応していきたいと考えております。

それと、施設を建設したい人が現れた場合、どのような援助を考えているかとの質問ですが、村としての援助は制度上ありません。また、施設を建設する場合にも、先程申し上げましたように村の人口、また利用希望者の割合、また雇用者数との施設の規模的必要性をよく検討した上で、国の補助を利用することになろうと思われまゝすが、私の今の段階では考えておりません。以上です。

議長（小林利雄君） 8 番 小林茂澄君。

8 番（小林茂澄君） 現在の社会情勢を見てもみまゝすと、先が見通せない状況ではありまゝすが、今後とも増えていくだろゝうと思われまゝる高齢者に、また村民全員に村長の名前のようによい村づくりを希望して質問を終わります。

議長（小林利雄君） これにて、小林茂澄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林利雄君） 以上をもつて、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第 41 条の規定による整理を議長に委任されたいと思ひまゝす。これにご異議ありまゝせんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林利雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成23年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時29分

地方自治法第123条第1項の規定により、ここに署名する。

平成23年3月18日

議会議長

署名議員

署名議員